

平成24年 1月24日
近畿中国森林管理局

職員の懲戒処分について

平成24年1月24日、近畿中国森林管理局において、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者及び処分等の内容

近畿中国森林管理局総務部総務課付（刑事休職中）

山崎 太（45歳、男性）

「免職」

2 事実内容

上記職員は、平成23年10月26日、加重収賄等の容疑で広島県警に逮捕され、11月15日に競売入札妨害、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反及び加重収賄の罪で起訴されました。

当該職員は、起訴事実を認めており、これは官職の信用を著しく傷つけ、官職全体の不名誉となる行為であることから、上記の処分を行いました。

【お問い合わせ先】

近畿中国森林管理局 総務課

担当：課長 戸田

課長補佐 中村

電話：06-6881-3416